

帯広市乳幼児等医療費特別給付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第6号

帯広市乳幼児等医療費特別給付金条例の一部を改正する条例

帯広市乳幼児等医療費特別給付金条例（昭和47年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。